

青森県報

第三千五百五十九号

平成二十四年

七月二日
(月曜日)

告 示

青森県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦泡町字尾上崎七五の三七（次の図に示す部分に限る。）

七五の八、七五の三八

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百四十九号

青森県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

目 次

告 示

保安林の指定……………（林政課）…一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活課）…二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活課）…二

右 同……………（同）…三

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………（障害福祉課）…五

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………（交通企画課）…六

る同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字芦苞町字上雲母坂五二の二・五五の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二七の一、五〇の三、五〇の六、五〇の一七、五五の一〇

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三本の木

三 代表者の氏名

林 悦子

四 主たる事務所の所在地

十和田市

五 定款に記載された目的

この法人は、精神的・知的・身体的な障害を持つ人たちが、市民としての自覚と社会性を培っていくために、地域コミュニティと共に豊かに生活する場を設け、地域住民と障害者との円滑な共生意識を持つことにより、障害者の地位向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県健康・体力づくり協会

三 代表者の氏名

近藤 文俊

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民及び一般市民に対し、健康運動や体力づくりの研究と普及を通じて、体力向上と健康増進に寄与し、いきいきとした明るい社会づくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

大坂 健藏

四 主たる事務所の所在地

青森市長島一丁目三の二八

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、青森県内に於いて事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小川原湖エコマネー

三 代表者の氏名

米内山 須佐男

四 主たる事務所の所在地

上北郡東北町大字上野字山添五六の四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における住民が、高齢者から子供まで、思いやりの心と感謝の心を交換し合う地域通貨「エコマネー」「ポロト」を活用して、互いに顔見知りとなり、交流し合うことを通じて、「支え合い、助け合いの輪」を広げ、町民憲章にも謳われている「ぬくもりのある家庭、やさしさあふれる町」を目指し、温かく、うるおいのある地域社会づくりの一助となることを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会
- 三 代表者の氏名
一戸 博

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部三五三の九二（青森県立精神保健福祉センター内）

五 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉に関する普及啓発、相談等を行うとともに、精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動への参加の促進のために必要な援助等を行うことにより、県内の精神障害者の福祉の増進及び県民の心の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レジオン・ラボール

三 代表者の氏名

高橋 雅雄

四 主たる事務所の所在地

青森市大字筒井字八ッ橋一二二五の四

五 定款に記載された目的

この法人は、人間の尊重と成長をテーマにした教育啓発活動を行い、心豊かな住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人光の岬福祉研究会

三 代表者の氏名

太田 真

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字笹森町三七の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野を対象に、調査研究および福祉増進を目指した活動を行うとともに、何らかの福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに育成され、地域社会及び文化活動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MEGO

三 代表者の氏名

菊地 久子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字姥范字桜木二七六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市及びその周辺地域に在住する知的障害者(児)に対し、地域生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワークあかり

三 代表者の氏名

田邊 文子

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本二丁目一九の九

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して保健福祉・就労支援に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりの家

三 代表者の氏名

西山 光子

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字川守田字東張渡九の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例(平成十年十月青森県条例第四十六号)第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十四年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
修光園サテライト イオン八戸田向ショ ツピングセンター 医療法人芙蓉会 村上病院	八戸市大字田向字松ヶ崎八 の一 八戸市大字田向字毘沙門平 二七の一 青森市浜田三丁目三の一四	保健・福祉施 設 物品販売業を 営む店舗 医療施設	平成二四・六・二〇 " "

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第五号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十七条第二項第一号中「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適
用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五
号）第五条第一項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第17号（第21条関係）

※ 受付	年 月 日	※ 通知書 番 号	
※ 開催地			
安全運転管理者等講習受講申請書			
青森県公安委員会 殿			
		受講者氏名	年 月 日
⑩			
道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等 講習を受けたいので申請します。			
勤務先の所在地			
勤務先の名称			
職務上の地位			
運転免許期限	年 月 日	日まで有効	
生 年 月 日	年 月 日	生（ 歳）	
手数料	枚 料	ち ょ う 付 欄	
（果収入証紙）			

注 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 受講者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第十七号による用紙で現に存するものは、なお使用することができる。
-

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭